

京都市告示第296号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年7月19日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	西京極97号線	右京区西京極畑田町1番地の1地先 同上		
2	下鳥羽緯2号線	伏見区下鳥羽前田町35番地の9地先 同町98番地の2地先		

(建設局土木管理部道路明示課)